

栃木県立とちぎ海浜自然の家条例及び栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の一部改正について

平成30（2018）年6月6日 生涯学習課

1 改正の趣旨

施設の利用率の向上を図ること等のため、県外居住者への利用の拡大、利用料金体系の見直しなど、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の概要

(1) 栃木県立とちぎ海浜自然の家条例関係

ア 利用料金の基準額を次のとおり新設・改定することとする。（※）

（網掛け部分は新設、下線部は改定）

区 分		単位	中学校生徒 以下の者	高校生等	教育指導者等・その他の者 →その他の者
宿泊を 伴う利 用	県 内	宿泊室、ロッジ	500円	760→ <u>1,000円</u>	2,190・4,400→ <u>2,500円</u>
		固定式テント		260～1,640円	→（施設の廃止）
		テント(持込み)	200円	210→ <u>300円</u>	530・1,090→ <u>400円</u>
	県 外	宿泊室、ロッジ	1泊	1,000円	2,000円
テント(持込み)			400円	600円	800円
宿泊を 伴わな い利用	県内に居住する者		200円	210→ <u>300円</u>	370→ <u>400円</u>
	県外に居住する者		300円	400円	500円
	海の展示館のみの利用			100・210円	→（施設の廃止）
自転車、テニス、多目的コート		1人		210～370円	→ 無料
プール の利用	県内に居住する者		200円	210→ <u>300円</u>	310→ <u>400円</u>
	県外に居住する者		300円	400円	500円

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例関係

ア 宿泊棟の利用料金の基準額を次のとおり新設・改定することとする。（※）

（網掛け部分は新設、下線部は改定）

利 用 者 区 分		中学校生徒 以下の者	高校生等	教育指導者等・その他の者 →その他の者
県内に居住する者	基準額(1人)	500円	760→ <u>1,000円</u>	2,190・4,400→ <u>2,500円</u>
県外に居住する者	1泊につき)	760→ <u>1,000円</u>	1,520→ <u>2,000円</u>	4,380・6,600→ <u>5,000円</u>

イ その他所要の規定の整備を行う。

※ 両施設とも、中学校生徒以下の者が県内に所在する保育所等における保育の一環又は県内に所在する幼稚園、小学校、中学校等における学校教育活動として利用する場合の利用料金は無料とする。（ただし、栃木県立とちぎ海浜自然の家のプールの利用に係る利用料金を除く。）

3 施行期日

平成31年4月1日

第四号議案

栃木県立とちぎ海浜自然の家条例及び栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の一部改正について

栃木県立とちぎ海浜自然の家条例及び栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。
平成三十年五月二十五日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県立とちぎ海浜自然の家条例及び栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

(栃木県立とちぎ海浜自然の家条例の一部改正)

第一条 栃木県立とちぎ海浜自然の家条例(平成四年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休所日)</p> <p>第二条の二 海浜自然の家の休所日 は、教育委員会規則で定める。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第三条 海浜自然の家を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>第五条 略</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第五条の二 第三条の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)は、その許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第六条 教育委員会は、許可利用者が次</p>	<p>(休所日等)</p> <p>第二条の二 海浜自然の家の休所日及び海の展示館の利用時間は、教育委員会規則で定める。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第三条 海浜自然の家を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、海の展示館のみを利用しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>第五条 略</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第六条 教育委員会は、第三条の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)が次</p>

の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可を取り消し、又はその利用の停止を命ずることができる。

一 略

二 第五条の条件に違反したとき。

三・四 略

2 略

(遵守事項)

第七条 海浜自然の家の利用者

は、海浜自然の家の利用に当たっては、教育委員会規則で定める事項を守らなければならない。

(原状回復等)

第八条 海浜自然の家の利用者は、海浜自然の家の施設（附属設備及び備品を含む。以下同じ。）を故意又は過失により滅失し、破損し、又は汚損したときは、当該施設を教育委員会の指示するところにより原状に回復し、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第八条の二 略

2 前項の規定により海浜自然の家の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第二条の規定は適用せず、第三条から第五条まで、第六条及び前条の規定の適用については、第三条から第五条までの規定、第六条第一項及び前条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第六条第二項中「県」とあるのは「県及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第九条 許可利用者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2・3 略

の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可を取り消し、又はその利用の停止を命ずることができる。

一 略

二 前条の条件に違反したとき。

三・四 略

2 略

(遵守事項)

第七条 利用者（許可利用者及び海の展示館のみを利用する者をいう。以下同じ。）

は、海浜自然の家の利用に当たっては、教育委員会規則で定める事項を守らなければならない。

(原状回復等)

第八条 利用者は、海浜自然の家の施設（附属設備及び備品を含む。以下同じ。）を故意又は過失により滅失し、破損し、又は汚損したときは、当該施設を教育委員会の指示するところにより原状に回復し、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第八条の二 略

2 前項の規定により海浜自然の家の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第二条の規定は適用せず、第三条から第六条まで、及び前条の規定の適用については、第三条から第五条までの規定、第六条第一項及び前条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第六条第二項中「県」とあるのは「県及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第九条 利用者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2・3 略

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区	分	単位	中学校生徒以下の者			高校生等	その他の者
			生活館宿泊室及びロッジ	テント(持込み)	1泊	1,000円	2,000円
宿泊を伴う利用	県内に居住する者	県外に居住する者	生活館宿泊室及びロッジ	テント(持込み)	1泊	2,000円	5,000円
			200円	300円	300円	400円	
	県内に居住する者	県外に居住する者	1,000円	2,000円	1泊	2,000円	5,000円
			400円	600円	400円	800円	
宿泊を伴わない利用	県内に居住する者	県外に居住する者	200円	300円	1人	300円	400円
			300円	400円	1日	400円	500円
プールの利用	県内に居住する者	県外に居住する者	200円	300円	1人	300円	400円
			300円	400円	2時間	400円	500円

備考

- 1 「中学校生徒以下の者」とは、義務教育を終了しない者をいう。
- 2 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設
の学生及び生徒をいう。
- 3 中学校生徒以下の者が県内に所在する保育所若しくは幼保連携型認定こども園における保育の一環又は県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部若しくは幼保連携型認定こども園における学校教育活動として海浜自然の家を利用する場合の当該者の
宿泊を伴う利用及び宿泊を伴わない利用に係る利用料金は、無料とする。
- 4 宿泊を伴う利用及び宿泊を伴わない利用に係る利用料金には、プールの利用に係る
利用料金を含まない。

(栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の一部改正)

第二条 栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例（平成十五年栃木県条例第五十二号）の
一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条、第10条関係）	別表（第3条、第10条関係）

1 宿泊棟

利用者区分	基準額 (1人1泊につき)	
	県内に居住する者	500円
県外に居住する者	その他の者	2,500円
	中学生以下	1,000円
	その他の者	5,000円

備考

1 「中学校生徒以下の者」とは、義務教育を終了しない者をいう。

2 略

3 中学校生徒以下の者が県内に所在する保育所若しくは幼保連携型認定こども園における保育の一環又は県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部若しくは幼保連携型認定こども園における学校教育活動としてなす高原自然の家を利用する場合の当該者に係る宿泊棟の利用料金は、無料とする。

2 研修室等

略

1 宿泊棟

利用者区分	基準額 (1人1泊につき)	
	県内に居住する者	760円
県外に居住する者	教育指導者等	4,400円
	中学生以下	760円
	その他の者	6,600円

備考

1 県内に居住する中学校生徒以下の者に係る宿泊棟の利用料金は、無料とする。

2 略

3 「教育指導者等」とは、学校教育活動としてなす高原自然の家を利用する場合における教員等の指導者、教育委員会がなす高原自然の家において主催する事業への参加者その他の教育委員会規則で定める者をいう。

2 研修室等

略

<p>備考</p> <p>1 保育所又は<u>幼保連携型認定こども園</u>における<u>保育の一環</u>として行う<u>事業並びに</u>学校教育活動として行う<u>事業及び</u>教育委員会が主催する事業に係る<u>研修室等の利用料金は、無料とする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>備考</p> <p>1 _____</p> <p>_____学校教育活動として行う<u>事業及び</u>教育委員会が主催する事業に係る<u>研修室等の利用料金は、無料とする。</u></p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。